

1 計画作成の趣旨等

<趣旨> 陸上交通の安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中央交通安全対策会議が作成した交通安全基本計画（令和3年3月作成）に基づき、岩手県交通安全対策会議が作成するもの。
<期間> 令和3年度から令和7年度までの5年間
<岩手県交通安全対策会議について>
・交通安全対策基本法第16条に基づき都道府県に設置。会長は知事。
・委員は現在19名で、東北運輸局等指定地方行政機関の長等、県教育長、県警本部長、知事が指名する部内の職員等、市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する者並びに特別委員で構成。

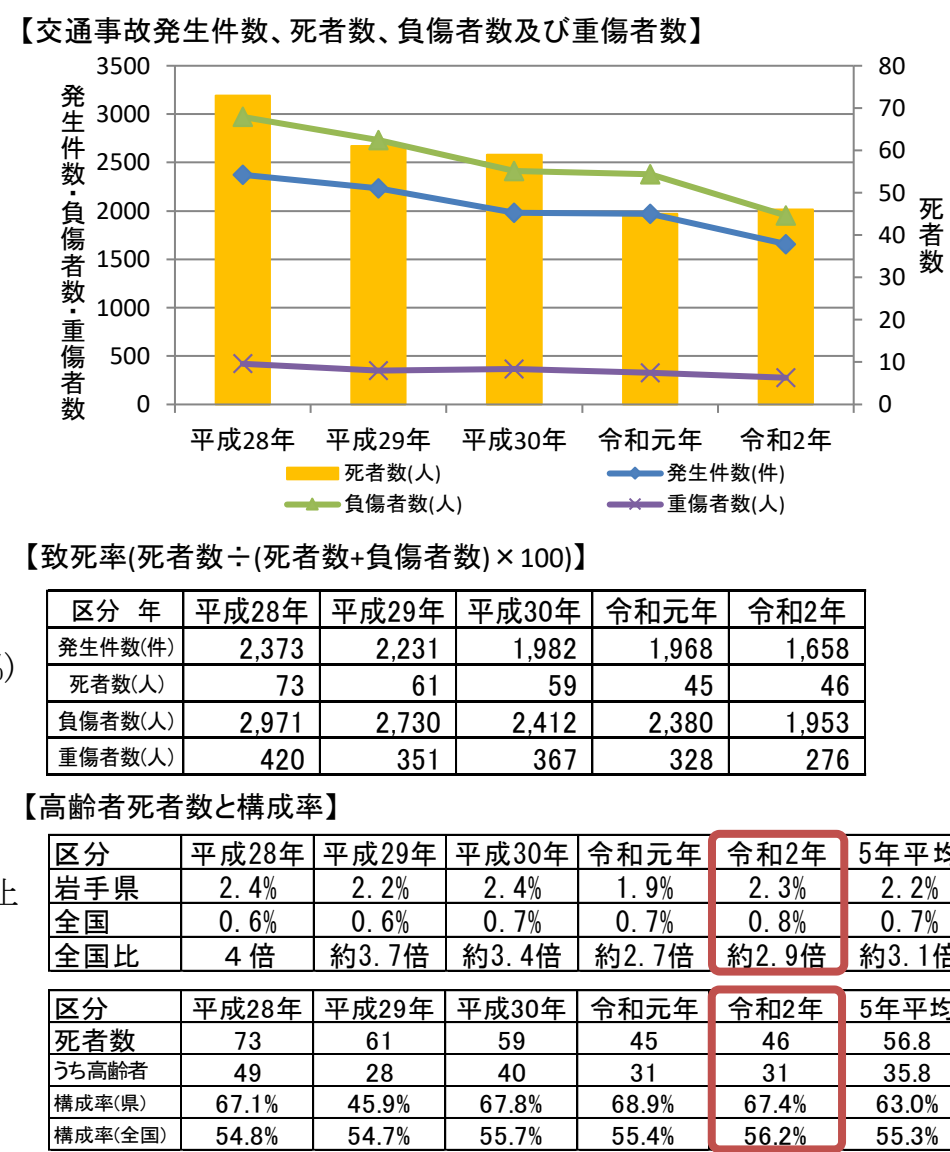
2 基本理念

- 交通事故のない社会を目指して
○ 人優先の交通安全思想
○ 高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築

3 交通事故の現状・特徴と課題

(1) 道路交通の安全

- ① 現状
・死者数は、令和2年46人
・発生件数は、令和2年1,658件
・死傷者数は、令和2年1,999人
・発生件数、負傷者数は17年連続で減少
② 特徴
・致死率が全国に比べて高い(R2:2.3%)
・高齢者死者数の構成率が全国に比べて高い(R2:67.4%)
・高齢ドライバーが第1当事者となる死亡事故の構成率が増加傾向(H28:28.6%→R2:39.1%)
・人口10万人当たりの死者数が全国に比べて高い(R2:県3.75人、全国2.25人)
③ 背景
・高齢人口の増加(毎年約1%増 R2:33.5%)
・高齢者の免許保有者の増加(毎年約3%増、R2:27.7%)
・県土が広く車依存の傾向が強い
④ 課題
高齢化の進行等に対応した交通事故防止⇒高齢者や子どもが安全に安心して外出できる交通社会の形成に向けた総合的な交通安全対策



(2) 鉄道交通の安全

- ① 現状
・乗客死者数はゼロを継続(H28~R2:0人)
・運転事故全体の死者数は減少傾向(H28:6人→R2:1人)
② 全国的な特徴
・鉄道交通の運転事故は全国的に減少
・人身障害事故が約6割、踏切事故が約3割を占める

(3) 踏切道における交通の安全

- ① 現状
・踏切事故件数は減少傾向(H29:3件→R2:0件)
・平成30年から令和2年までゼロを継続
② 全国的な特徴
・踏切事故は全国的に減少傾向
・直前横断による事故が約5割を占める

4 第10次計画の目標達成状況

(1) 道路交通の安全

死者数 : 50人以下 R2:46人 目標達成
発生件数 : 1,900件以下 R2:1,658件 目標達成
死傷者数 : 2,400人以下 R2:1,999人 目標達成

(2) 鉄道交通の安全

乗客死者数ゼロの継続 H28~R2:0人 目標達成
運転事故全体の死者数減少 H28:6人→R2:1人 目標達成

(3) 踏切道における交通の安全

踏切事故件数ゼロ H30~R2:0件 目標達成

5 計画の内容

第1章 道路交通の安全

目標

- ◆ 令和7年までに年間の死者数を30人以下にする。
◆ 令和7年までに年間の重傷者数を210人以下にする。

対策を考える視点

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
② 歩行者及び自転車の安全確保と法意識の向上
③ 生活道路における安全確保
④ 先端技術の活用推進
⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

高齢者
子ども
自転車

講じようとする施策

<8つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
◇生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
◇高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
◇幹線道路における交通安全対策の推進
◇交通安全施設等の整備事業の推進
◇高齢者等の移動手段の確保・充実<新規>
◇歩行者空間のユニバーサルデザイン化
◇無電柱化の推進
◇効果的な交通規制の推進
◇自転車利用環境の総合的整備
◇ITSシステムの活用
◇交通需要マネジメントの推進
◇災害に備えた道路交通環境の整備
◇総合的な駐車対策の推進
◇道路交通情報の充実
◇交通安全に寄与する道路交通環境の整備
② 交通安全思想の普及徹底
◇段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
◇効果的な交通安全教育の推進
◇交通安全に関する普及啓発活動の推進
◇交通指導員等の育成・強化
◇地域における交通安全活動への参加・協働の推進
③ 安全運転の確保
◇運転者教育等の充実
◇運転免許制度の改善
◇安全運転管理の推進
◇事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
◇交通労働災害の防止等
◇道路交通に関する情報の充実
④ 車両の安全性の確保
◇自動運転車の安全対策・活用の推進<新規>
◇自動車アセスメント情報の提供等
◇自動車の検査及び点検整備の充実
⑤ 道路交通秩序の維持
◇交通指導取締りの強化等
◇交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
◇暴走族等対策の推進
⑥ 救助・救急活動の充実
◇救助・救急体制の整備
◇救急医療体制の整備
◇救急関係機関の協力関係の確保等
⑦ 被害者支援の充実と推進
◇無保険（無共済）車両対策の徹底
◇損害賠償の請求についての援助等
◇交通事故被害者支援の充実強化
⑧ 交通事故分析の高度化の推進

【目標値の考え方】

国の目標（死者数：2,000人以下、重傷者数：22,000人以下）及び本県の人口動態を踏まえ、人口推計に占める割合から算出。 ※5人単位で設定

Table comparing national and prefectural targets for traffic accidents. It includes columns for year, population, deaths, and severely injured persons, along with calculated ratios and reduction rates.

○ 重傷者数について

重傷者が発生する事故防止への取組が死者数の減少にもつながることから、日常生活に影響の残るような重傷事故を減らしていくことに着目して設定。

道路交通の5指標

目標達成のために、施策の取組状況を検証するための指標を設定。目標と同様、計画期間の令和7年までに達成する数値目標。

- 【設定する指標】
(1) 「重視すべき視点」に関連する指標（3指標）
(2) 本県の道路交通の特徴・課題を踏まえた指標（2指標）

子ども
【指標1】
子どもの交通事故発生件数
60件以下

高齢者
【指標2】
高齢者の交通事故発生件数
475件以下

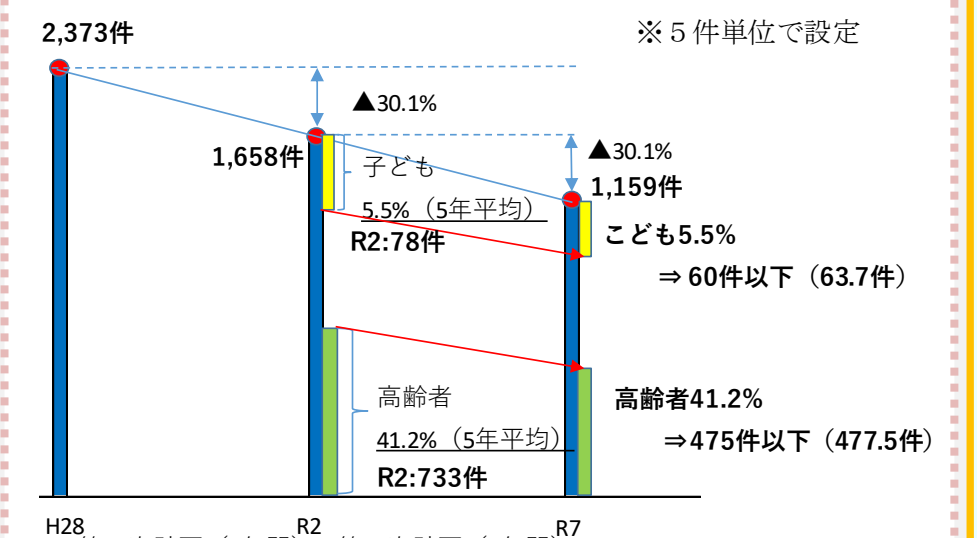
自転車
【指標3】
自転車に関係する交通事故発生件数
125件以下

本県の特徴・課題
【指標4】
夕暮れ時（16~20時）の交通事故発生件数
340件以下

本県の特徴・課題
【指標5】
飲酒運転による交通事故発生件数
15件以下

【指標設定の考え方(指標5以外)】

- (1) 第10次計画期間、交通事故発生件数の減少率(H28:2,373件→R2:1,658件) ▲30.1%
(2) 次の5年間でも30.1%減少させる
R7:1,159件
(3) (2)に対する第10次計画期間中(H28~R2)の事故の発生割合の平均(子ども、高齢者、自転車、夕暮れ時)から目標値を算出



第2章 鉄道交通の安全

目標

- ◆ 令和7年までに年間の乗客死者数ゼロを継続する。
◆ 令和7年までに運転事故全体の死者数をゼロにする。

対策を考える視点

- ① 重大な列車事故の未然防止
② 利用者等の関係する事故の防止

講じようとする施策

<8つの柱>

- ① 鉄道交通環境の整備
② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
③ 鉄道の安全な運行の確保
◇計画運休への取組<新規>
④ 鉄道車両の安全性の確保
⑤ 救助・救急活動の充実
⑥ 被害者支援の推進
⑦ 鉄道事故等の原因究明と再発防止
⑧ 研究開発及び調査研究の充実

第3章 踏切道における交通の安全

目標

- 令和7年までに年間の踏切事故件数ゼロを継続する。

対策を考える視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

講じようとする施策

<4つの柱>

- ① 踏切道の立体交差化及び構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備
② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
③ 踏切道の統廃合の促進
④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置